

仕様書

1. 件名

特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物(有機廃液等)処理業務

2. 目的

本件は、当機構で発生する特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物である有機廃液や廃試薬を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか関係法令等に基づき、適切に処理する業務である。

3. 実施場所

千葉市稻毛区穴川四丁目9番1号 量子科学技術研究開発機構 千葉地区
危険物貯蔵庫

4. 業務期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年間)

5. 対象物

- (1) 業務対象とする予定の特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物(以下、「廃棄物」という。)の種類及び数量は、概ね別表1に示すとおりである。
- (2) 対象物を収納する容器は、委託者が用意する。

6. 業務概要

受託者は、委託者からの事前の連絡を受け、月1回程度、以下の業務を行う。

- (1) 上記3の実施場所において廃棄物を収集し運搬(運搬車両への積込み含む)、中間処理及び最終処分
- (2) マニフェストB、D及びE票の交付(A票の用紙準備を含む)

7. 業務を請け負うために必要な資格等

- (1) 千葉県及び運搬経路自治体の特別管理産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業並びに優良認定の許可を有すること。
- (2) 中間処理又は最終処分を自ら行う者にあっては、別表1に掲げる排出量を適切に処理できる能力を有すること。
- (3) 中間処理又は最終処分を別に委託する者にあっては、別表1(3年間)に掲げる排出量を適切に処理できる能力及び資格を有する相手方との契約等がなされていること。
- (4) 処理又は処分を行う自治体における、業務対象廃棄物に関する特別管理産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業並びに優良認定の許可を有すること。なお自治体の条例等に基づく協議・事務手続きが発生する場合、速やかに委託者に連絡するものとし、受託者が行うべきものについては、その責により行うこと。
- (5) 中間処理施設から排出されるばい煙(煤塵、硫黄酸化物、有害物質(窒素酸化物等))等が規制関係法令等の基準を満足していること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件を満たしていること。

8. 提出書類

(1) 業務着手前

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号、同法施行規則第8条の4の2及び同第8条の4の3並びに同法施行令第6条の6第2号、同法施行規則第8条の16の3及び同第8条の16の4に基づく書類 2通

- ② 7. に掲げる必要資格等を有することを示す書類 1通

※1) いざれの証明書類も有効期限内であること。

2) また、契約期間中に期限を迎えるものについては、更新後に再提出すること。

(2)受託者は、業務開始後にあっては、業務実施月の翌月7日迄に(休日の場合は7日以前)、次の書類を提出すること。収集・運搬を完了した廃棄物については、関係法令に基づき、受託者の責において適正に処理・処分するものとし、当該廃棄物に係るマニフェストの提出は、業務実施月における業務完了の要件としない。但し、法令に定める期間内に提出のこと。

- ・業務報告書 (様式例1)
- ・業務完了届 (様式例2)

9. 請負者の服務等

- (1) 法令改正等に伴って契約内容を変更する必要が生じた場合は協議の上、変更契約を行う。
- (2) 業務上知ることとなった当機構に関する情報を外部に漏らしてはならない。
- (3) 業務遂行に当たっては、関係法令、所内規定を遵守すること。
- (4) 廃棄物に漏えい等の異常を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡のこと。
- (5) 本件を遂行する上で必要な教育及び訓練は、受託者の責任で実施のこと。
- (6) 受託者の故意又は重大な過失によって当機構に損害が発生した場合には、受託者の負担とする。

10. 検査

作業完了後、当機構職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

11. グリーン購入法の推進

- (1)本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2)本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

所属部課名 安全管理部 保安管理課

要求者名 内海 和紀